

郡山市結核菌特異的インターフェロン γ 産生能測定検査（I G R A検査）実施要領

平成 20 年 6 月 2 日制定
平成 27 年 4 月 1 日一部改正
[保健福祉部保健所保健・感染症課]

1 目的

この要領は、BCG接種の影響を受けない結核菌特異的インターフェロン γ 産生能測定検査（以下I G R A検査という。）の実施について必要な事項を定めることにより、結核感染の有無を確実に判断することを目的とする。

2 実施日

随時

3 実施場所

郡山市保健所及び医療機関

4 対象者

対象者は、結核の患者と接触があつた者のうち、接触者健康診断が必要と認められた者とする。

5 検査内容

検査内容は、I G R A検査とする。

6 検査料金

I G R A検査の検査料金は、無料とする。

7 その他

この要領に定めるもののほか、検査の実施に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成 20 年 6 月 2 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。